

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 7 回 総 会

平成 30 年 3 月 28 日 (水)

名護市農業委員会 第7回総会

開催日時 平成30年3月28日(水) 午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2・第3会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	欠 席	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

オブザーバー(農地利用最適化推進委員)

13番	野原 三喜郎	14番	伊波 興助	15番	比嘉 政昭
16番	上間 光成	17番	宮里 強	18番	玉城 政和
19番	比嘉 勲	20番	具志堅 興一	21番	塩浜 康允
22番	山城 秀樹	23番	平 智昭	24番	欠 席
25番	宮城 直人				

欠 席 者 5番 比嘉 清隆 24番 伊波 實

議事録署名人 2番 長山 正敏 3番 前川 好男

書 記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議 案

- 第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第34号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第37号 農用地利用集積計画の意見決定について
- 第38号 現況証明願いについて
- 第39号 非農地証明願いについて
- 第40号 名護市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の決定について
- 第41号 職員の任免について

議長（8番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は2番と3番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第7回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第41号職員の任免についてと議案第37号農用地利用集積計画に関する意見決定についてから先に審議を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第41号職員の任免について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料13ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、職員は農業委員会が任免することになっていますので、総会の議決を求めます。職員●●が異動となり、職員●●が新たに配属されることとなります。

議長（8番） 特に問題ないと思いますが、どうでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので議案第41号職員の任免については可決といたします。

議長（8番） 議案第37号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 別添資料をご覧ください。平成30年3月22日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人6名。譲受人18名。設定筆数36筆、面積104,972.18㎡。内 賃借権24筆、所有権移転12筆となっています。詳細については、裏面をご覧ください。

1番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は牧草となっています。稼動人員は1人。稼動日数は200日です。

2番と3番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物はサトウキビ、果物、野菜となっています。稼動人員は2人。稼動日数は250日です。

4番、譲渡人 農業生産法人●から、譲受人 農業生産法人●へ、5年間の賃借権で、作物は牧草と野菜となっています。

5番から7番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、10年間の賃借権で、作物は野菜となっております。稼動人員は1人。稼動日数は250日です。

8番から17番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、贈与による所有権移転で、作物はサトウキビ、パインとなっています。稼動人員は1人。稼動日数は250日です。

18番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はマ

ンゴーと野菜となっております。稼働人員は1人。稼働日数は250日です。

19番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はマンゴーとなっております。稼働人員は2人。稼働日数は250日です。

20番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はウコンとなっております。稼働人員は1人。稼働日数は250日です。

21番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は野菜となっております。稼働人員は1人。稼働日数は250日。その他に家族の補助があります。

22番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はウコン。稼働人員は1人。稼働日数は150日。その他に雇用を2人、15日間となっております。

23番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はマンゴーとなっております。稼働人員は1人。稼働日数は250日です。

24番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はヘチマ、ウコン、島ラッキョウ、ショウガとなっております。稼働人員は2人。稼働日数は250日です。

25番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はマンゴーとなっております。稼働人員は1人。稼働日数は200日です。

26番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はマンゴーとなっております。稼働人員は1人。稼働日数は250日。その他に家族の補助と雇用を1人、60日があります。

27番と28番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はパパイヤ、ミカン、ヘチマとなっております。稼働人員は2人。稼働日数は250日です。

29番と30番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物はマンゴーと野菜となっております。稼働人員は2人。稼働日数は250日です。

31番から33番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は牧草となっております。稼働人員は1人。稼働日数は250日。その他に家族の補助があります。

34番から36番、譲渡人●から、譲受人●の●さんへ、3年間の賃借権で、作物は観葉植物となっております。稼働人員は1人。稼働日数は250日です。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第37号について質疑はございませんか。

委員 借受け期間に上限は定められているのか。

事務局 特に、上限はございません。

- 議長（８番） ほかにございませんか。
- 委員 34番から36番については、以前きちんと活用されていなかった時期があったと思うが、現在は大丈夫なのか。
- 事務局 圃場を確認しており、問題ありません。
- 議長（８番） ほかにございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（８番） 異議なしとのことでありますので、議案第37号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。
- 議長（８番） 議案第33号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料1ページをご覧ください。
- 整理番号1番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が863㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者4名。稼働日数250日。計画作物はミカンです。
- 整理番号2番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が1,125㎡の内1,105㎡。●の●さんから●の●さんへ。営農型太陽光発電設備の契約更新のための使用貸借となっています。従事者2名。稼働日数主従事者250日、補助員150日。計画作物はドラセナです。
- 整理番号3番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が2,083㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者2名。稼働日数主従事者200日、補助員60日。計画作物はサトウキビです。
- 整理番号4番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が22,337㎡。●の●さんから●へ。規模拡大のための有償移転となっています。計画作物はミカンです。
- 整理番号5番 ●●●番地、●番地の2筆。●番地が農振農用地内で、2筆合計面積が416㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者2名。稼働日数主従事者250日、補助員50日。計画作物はカボチャです。
- 事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。
- 議長（８番） 事務局から説明がありました議案第33号について質疑はございませんか。
- 委員 2番は3年間の契約期間となっているが、営農型太陽光発電施設の場合、長期の契約はできないのか。
- 事務局 長期の契約も可能ですが、4条許可申請をしている支柱部分が3年間の一時転用であることから、申請者の申し出により、3年としています。
- 議長（８番） ほかにございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（８番） 質疑が無いようなので、議案第33号農地法第3条第1項の規定による許可

- 申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長（8番） 議案第33号整理番号1番から5番については可決といたします。
- 議長（8番） 議案第34号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料3ページをご覧ください。
整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が347㎡。●の●さん外1名から(株)●へ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。同申請地は、すでに5条許可を受けていますが、譲受人を(株)●へ変更するため、変更承認申請と5条許可申請も同時に行っています。5条許可申請については後程、ご説明します。
- 議長（8番） 事務局から説明がありました議案第34号について質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第34号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長（8番） 議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料4ページをご覧ください。
整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が219㎡。申請者 ●の●さん。昭和55年にすでに墓地が建立されており、今回、始末書を付け申請しております。農地区分は、2種農地で、一団の農地が8ha。生産性の低い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。
整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が837㎡のうち20㎡。申請者 ●の●さん。営農型太陽光発電設備を設置するための支柱で一時転用の再設定となっています。作物（ドラセナ）の生育も問題ありません。
整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が1,125㎡のうち20㎡。申請者 ●の●さん。営農型太陽光発電設備を設置するための支柱で一時転用の再設定となっています。作物（ドラセナ）の生育も問題ありません。
- 議長（8番） 事務局から説明がありました議案第35号について質疑はございませんか。
- 委員 営農型太陽光発電施設は、他人の土地でも設置可能なのか。
- 事務局 借受けて設置することも可能です。
- 議長（8番） ほかにございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長（8番） 議案第35号整理番号1番から3番については可決といたします。

議長（8番） 議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料の 5 ページをご覧ください。

整理番号 1 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 65 m²。●の●さんほか 1 名から(株)●へ。建売住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた 3 種農地で、原則許可となっています。

整理番号 2 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 1,941 m²。●の●さんから(株)●へ。太陽光発電施設として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2 種農地で、一団の農地が 6.3ha。生産性の低い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 3 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 29 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、住宅施設や公益施設等が連担している第 3 種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号 4 番 ●● ●番地、●番地、●番地の 3 筆。農振農用地外で 3 筆合計面積が 1,084 m²。●の●さんから●の●さんへ。一般住宅、貸資材置場、貸駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 8.6ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 5 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 1,431.95 m²。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅を建築するための使用貸借権となっています。農地区分は、支所から 300m 以内にある 3 種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号 6 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 755 m²。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅の駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、住宅施設や公益施設等が連担している第 3 種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号 7 番 ● ●番地。農振農用地外で面積が 464 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、その他 2 種農地で、一団の農地が 862 m²。生産性の低い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 8 番 ● ●番地。農振農用地外で面積が 228 m²。●の●さんから●の●さんへ。駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、その他 2 種農地で、一団の農地が 0.2ha。生産性の低い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 9 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 276 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権

移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が3.8ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号10番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が1,463㎡。●の●さんから●の●さんへ。共同住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、上下水道が埋設されている4m以上の道路に接しており、500m以内に公共施設が2つ以上ある第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号11番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,954㎡の内、141.63㎡。●の●さんから(株)●へ。保養所建築のための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の2種農地で、一団の農地が1.7ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号12番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が347㎡。●の●さん外1名から(株)●へ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。なお、同案件は、先ほど説明させていただきました事業計画の変更を行ったものです。

議長(8番) 事務局から説明がありました議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長(8番) 異議なし。とのことでありますので、議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から12番について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 議案第38号 現況証明願いについて、事務局説明をお願いします。

資料10ページをご覧ください。

整理番号1番 ● ●番地。農振農用地外で、面積が53㎡。所有者 ●の●さん。現況証明の事由としましては、復帰以前より一体は墓地として利用されており、畑としては利用されていなかったとのことです。

議長(8番) 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11番) 現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、復帰以前から墓地として利用されており、現在も墓地として使用されているため、非農地と判断し、証明相当とします。

議長(8番) 説明がありました議案第38号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長(8番) 異議なし。とのことでありますので、議案第38号 現況証明願いについては可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第39号 非農地証明願いについて、職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11番) 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。3月23日に私（11番）と委員（10番）、事務局とで現地を確認しました。

整理番号1番 ●●番地。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、当該地は畑として使用されたことはなく、50年以上前から今と同じ状態であったとのことです。調査員の意見としましては、傾斜地であること、周囲の状況等を勘案すると今後農地としての利用は見込めないため。現地調査の結果、農地と判断します。

整理番号2番 ●●番地。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、長期間耕作に供されておらず、今後も農地として利用する見込みがないとのことです。調査員の意見としましては、傾斜地であること、周囲の状況等を勘案すると今後農地としての利用は見込めないため。現地調査の結果、農地と判断します。

議長（8番） 説明がありました議案第39号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第39号非農地証明願いについては、整理番号1番と2番を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 第40号 名護市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の決定について事務局説明をお願いします。

事務局 別紙の【議案第40号】と書かれた資料をご覧ください。「農業委員会等に関する法律」第7条 農業委員会は、指針を定めるように努めなければならない。となっていますので、名護市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針を次のとおり定めます。

1. 遊休農地解消について

(1) 遊休農地の解消目標（年間） 10 ha

【目標設定の考え方】

本市において、遊休農地面積は269 ha(平成30年3月現在)あり、今後10ha/年の解消を目指す。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を基に目標を設定した。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当制又はチーム制による農地パトロール（利用状況調査）、農地利用意向調査を行う。
- ・耕作放棄地解消事業や中間管理事業等の制度活用を促す。
- ・市内農業者及び関係者との親睦を深め、現状把握及び情報の共有を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標（年間） 36.02 ha

【目標設定の考え方】

名護市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成 26 年 9 月)に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標である 30% (450ha) を達成するために必要な面積とした。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

・農業委員会は市、農地中間管理機構など関係機関と連携し、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

・市内農業者及び関係者との親睦を深め、現状把握及び情報の共有を行う。

3. 新規参入の促進

(1) 新規参入の促進目標 (年間) 24 経営体

【目標設定の考え方】

平成 26 年度から平成 28 年度実績平均の 20%増

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

・関係機関等と連携を図りながら新規参入の促進に取り組む。

・市内農業者及び関係者との親睦を深め、現状把握及び情報の共有を行う。

4. その他

・この指針は、農地等の利用の最適化を目指すため、継続的に見直しが必要であることから、概ね 3 年ごとに見直しを行うものとする。

議長 (8 番) 説明がありました議案第 40 号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長 (8 番) 異議なし。とのことでありますので、第 40 号 名護市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の決定については可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 (8 番) 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これもちまして、第 7 回 名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 長山 正敏 印

署名委員 前川 好男 印